

第 4918 号	 リーダスクラブ	1994年1月6日創刊・毎日発行 リーダスクラブFAXニュース (2014年)平成26年 2月 7日 金曜日
----------------	--	--

発行所 三輪厚二税理士事務所／顧問料不要の三輪会計事務所（編集・発行：税理士 三輪厚二）  
大阪市中央区備後町 2-4-6 TEL：06-6209-7191 WEB：<http://www.zeirishi-miwa.co.jp>

## 宝くじの当選金と懸賞の賞金

**Q**：宝くじの当選金と懸賞の賞金とでは所得税の取扱いが違うそうですが、どのようになっているのですか？

**A**：宝くじの当選金は非課税、懸賞の賞金は一時所得になります。

### 【解説】

宝くじの当選金と懸賞の当選金、どちらも当選金ということでは同じなのですが、所得税では、次のように取扱いが違うこととなっています。

#### ①宝くじの当選金

宝くじの当選金は、宝くじの法律「当せん金付証票法」13条により「当選金付証票表の当選金品については、所得税を課さない」とされていることから、所得税では非課税となっています。

したがって、宝くじやロト6、ミニロトなどの当選金には、所得税がかからないこととなっています。

#### ②懸賞の賞金

一時所得とは、営利を目的とする継続的行為から生じた所得以外の所得で、労務や役務の対価としての性質や資産の譲渡による対価としての性質を有しない一時の所得をいい、懸賞や福引きの賞金品（業務に関して受けるものを除きます）、競馬や競輪の払戻金のようなものが該当するとされています。したがって、懸賞金の賞金は一時所得となり、所得税の対象になることとなります。

